

[報告] 1月22日 滋賀県申し入れ



「異物」も特定しないまま、高浜4号の1月末原子炉起動に反対表明を求めて

[滋賀県の回答]



■ 高浜3・4号と、蒸気発生器の細管損傷が2度続いていることに疑念をもっている
原因を明らかにすべきだ

■ 関電を呼んで、厳しく言いたい
今回の事案も含めて、関電には今後も引き続き厳しく意見を言っていく



1月22日、高浜原発4号の運転再開に反対するよう求めて、滋賀県に申し入れに行きました。滋賀・大阪・兵庫から7名が参加。県からは原子力防災室の豊田参事と田中主任が対応され、11時から約30分間、危機管理センターの会議室で申し入れとなりました。

昨年に高浜原発4号で蒸気発生器（SG）細管に深刻な減肉が確認され、関電は「異物」混入が原因だとしていました。

この件で、昨年11月6日に滋賀県に申し入れた際、参事は関電に対し「異物は必ず見つけるように」と厳しく伝え、全て回収されるまで運転してはならないとの姿勢を示していました。しかし関電は、限定的な調査だけで、「異物」を探すことを放棄してしまい、「異物混入による減肉」という推定原因で、1月末にも運転を再開しようとしています。

そのため、高浜4号の運転再開に反対を表明し、関電に伝えるよう求めて申し入れを行いました。

申し入れの議論の中で参事は、「関電を呼んで、厳しく意見を言いたい」と述べ、県の要請をも踏みにじっている関電に、厳しい姿勢で臨むと表明しました。

● 「関電を呼んで、引き続き厳しく意見を言っていく」

「異物混入による減肉が、高浜3・4号と2度続いていることに疑念をもっている」

関電は昨年12月に、「異物は確認できていないが、異物混入を推定原因とすることを、12月19日の規制委員会で了解をもらった」と県に説明に来たそうです。しかし、これでは「異物は全て回収するように」との県の強い要請にはまったく答えていません。

今回の申し入れで県は、「異物混入が2度も続いていることに疑念をもっている」「SG細管の減肉の原因を明らかにすべき」と何度か繰り返して述べました。一昨年の高浜3号と、昨年の高浜4号での「異物」混入による細管減肉のことです。高浜3号は現在定期検査中で、2月15日頃にはSG細管の検査結果が出ます。その結果、三度「異物」混入による減肉が確認されれば、安全管理上も深刻な問題となります。

私たちは、高浜4号については、少なくとも高浜3号の検査結果を待つべきで、1月末の再稼働は許されないのではないかと質問していました。質問に対する県の当初の回答は、「実効性ある多重防護体制の構築から使用済み核燃料の処理など、原子力発電所に対する県民の不安が払拭されていないことから、現状においては再稼働できる環境にない」という一般的なものでした。

議論の中では、「許認可権限がないなどと言わずに、県民と琵琶湖を水源とする関西住民の安全を第一にして、再稼働反対を表明し、関電に厳しい態度を取るべきです」と、滋賀の参加者等か

